

一般競争入札公告

平成26年1月17日
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

「平成26年度（登戸地区）実験動物管理業務の委託」一式
内容については仕様書による。

2 競争参加資格に関する事項

(1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。

(2) 以下の（1）に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。

⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

(4) 競争参加資格については、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）を準用するものとし、同資格の「役務の提供等」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。入札書の提出期限の前日までに、上記競争参加資格の写しを提出すること。

(5) 過去5ヵ年において、研究機関等（国、独立行政法人等を含む）との実験動物管理業務委託契約の実績があること。

なお、上記の事実を証明するための契約書、仕様書の写しを下記期限までに提出すること。

(6) 仕様書2（1）イで定める資格を証明する書類を提出すること。

(7) 上記（4）、（5）及び（6）の書類については、平成26年2月20日（木）までに下記4（1）まで提出すること。

3 入札説明の日時、場所

日時：平成26年2月14日（金）14時00分

入札説明会に参加する場合は、当研究所総務課経理第二係まで平成26年2月13日（木）17時までに連絡すること。なお入札説明会への参加は、入札参加の必須条件ではない。

場所：神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

TEL：044-865-6111（代表）

FAX：044-865-6116

4 入札及び開札

(1) 入札書の提出

入札書は郵送または入札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るもので開札日（平成26年2月24日）の11時までに必着のこと。

郵送先：〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時 平成26年2月24日（月）15:00

場所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所管理棟1階会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

5 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研修所OB）の人数、職名及び当研修所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研修所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研修所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研修所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了知願います。

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「平成26年度（登戸地区）実験動物管理業務の委託」一式

(2) 仕様書

別紙のとおり

(3) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札心得

- (1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。
※入札書の金額は消費税込みの額（本件の履行にかかる費用の総額に100分の8を乗じた金額を加えた額）を記載すること。
- (3) 入札書の形式は別添様式とし、入札書の必要事項を記入のうえ封筒に入れ、封筒の3箇所に代表者印を押印して提出すること。
- (4) 封筒の表面に「平成26年度（登戸地区）実験動物管理業務の委託」と記載すること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
なお、郵送による入札の場合には再度入札には参加できない。

以上

平成 年 月 日

入札書

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所

理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

件名

「平成26年度（登戸地区）実験動物管理業務の委託」一式

本件につき、下記の金額にて入札いたします。

記

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		,				,			

(税込)

(担当者氏名)

(T E L)

(F A X)

実験動物管理業務委託仕様書

1 概要

(1)受託者は、動物の愛護及び管理に関する法律、厚生労働省の所管する実験機関における動物実験の実施に関する基本方針等の関係法令を遵守するとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)の動物実験に関する指針や動物実験施設利用に関する所内規定に基づき、研究所の動物実験施設における飼育管理業務を行う。

また、研究所の動物実験施設を最良な状態で、かつ、経済的に維持し、設備に障害が発生しないよう万全の注意をもって運営管理するものとする。

(2)業務委託期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

(3)業務場所

研究所(登戸地区) 生物科学実験棟(実験動物施設)

神奈川県川崎市多摩区長尾 6-21-1

2 業務体制等

(1)業務体制、要員及び資格

ア 受託者は、業務を遂行するため、飼育管理業務に必要な要員を確保しなければならない。

受託者は、配属する飼育管理責任者及び飼育技術者(以下、受託者が配属する者を「作業員」と称する。)の氏名、経歴を記した書面及び資格を証する書面を委託者に提出するものとする。

イ 作業員は、実験動物を適切に維持管理できる能力を有する者とし、各々、次に掲げる資格及び実務経験を有する者とする。

① 飼育管理責任者

社団法人日本実験動物協会の実験動物技術者認定制度(以下「認定制度」という。)の実験動物2級技術者以上の資格を有し、実験動物の飼育管理に関する3年以上の実務経験を有する者

② 飼育技術者

認定制度の実験動物2級技術者又は実験動物の飼育管理に関する1年以上の実務経験を有する者

ウ 受託者は、動物実験施設における飼育管理業務を行うため、最低、次の人員を配置するものとする。

飼育管理責任者 1 名

飼育技術者 2 名以上

(2)作業時間

原則として、次のとおりとする。ただし、②及び③が4日以上継続する場合は、期間中に最低1日は通常の作業を行うものとする。

① 平日 8時30分～17時

② 土、日曜日 8時30分～12時

③ 祝祭日 8時30分～12時又は8時30分～17時

(3) 作業員の業務の内容

ア 動物実験施設で飼育する動物に関する飼育管理業務全般に関すること。

- ① 実験動物入荷時の研修・外観検査
- ② 研究所実験動物管理室長(以下「実験動物管理室長」という。)の指示による動物実験施設内の動物の移動及び飼育機材の移動・搬入・搬出
- ③ 動物の一般(生存)状況の観察、給餌、飼育室温湿度及び給水ノズル等の器具の点検
- ④ 異常(又は死亡)動物の早期発見と研究員への連絡、研究員からの事前指示に基づく死亡動物の処置

イ 飼育機材の洗浄・消毒及び飼育エリアの清掃・消毒等の業務に関すること。(次に掲げる回数を行うこと。)

- ① 動物ケージ及び給水便・ノズルの交換、洗浄、滅菌:1回／週
- ② 汚物受け皿の交換、洗浄、滅菌:5回／週
- ③ 床敷の交換:動物匹数に応じて1~2回／週
- ④ 飼育ラック等の飼育器材の洗浄、消毒:1回／2ヶ月
- ⑤ 飼育室の消毒:床は5回／週、壁と天井は1回／1ヶ月
- ⑥ 曝露室及び動物が飼育されていない処置室の消毒:1回／週
- ⑦ 廊下、作業室の清掃及び消毒:5回／週
- ⑧ 飼育室専用作業服などの洗濯の出し入れ及び滅菌:1回／週
- ⑨ 長靴のオゾンロッカーでの消毒及び所定場所への配置:1回／週

ウ オートクレーブ機及びラックウォシャー機の日常管理、ケージウォッシャー機(動物ケージ洗浄機)及びスクリーンクリート設備(動物飼育関係汚水浄化設備)の清掃及び点検に関すること。

エ 飼育管理関連器材又は機器が故障したとき、適切に処置し、速やかに実験動物管理室長(必要に応じ、関係研究員)へ報告すること。

オ その他動物飼育管理上必要な業務

その他、動物実験施設を運営管理する上で必要な作業を行うこと。また、研究所職員と共同で作業すること。

カ 飼育管理責任者の業務

飼育管理責任者は、動物実験施設での飼育管理業務に関する全体統括業務(作業日報の管理、作業者の勤務時間表の取りまとめ、実験動物管理室長への報告、必要に応じ研究所職員への連絡等)を全体の責任者として行うほか、次に掲げる事項について行う。

- ① 実験動物管理室長に対して、飼育関連器材と消耗品購入の依頼及びそれらの管理を行うこと
- ② 動物入荷・移動等の情報を記録・管理すること
- ③ 毎月、動物の飼育数、飼育場所、動物種等についての資料を実験動物管理室長へ提出すること

(4) 業務に関する消耗品等

飼育管理業務に要する消耗品等については、委託者が負担する。

(5) 引継ぎについて

受託者は、業務契約期間の初日から、業務を円滑に履行すること。

また、本契約期間満了後に受託者が変更になる場合には、本契約機関の最終週のうち、3～5日程度の引継ぎに協力すること。

(6) 協議事項

飼育管理業務の細部については、実験動物管理室長が飼育管理責任者と協議し、必要がある場合には、別途指示することがある。

3 特記事項

- (1) 受託者は、業務を遂行するに当たっては、研究所の動物実験施設の管理責任者である実験動物管理室長と緊密な連絡を取り、必要な協議を行った上で受託業に万全を期すること。
- (2) 受託者は、労働基準法等の関係法令等に則り、作業者の労働条件等について配慮し、勤務態度、接遇等について指揮・監督すること。
- (3) 受託者は、作業者が病気又はやむを得ない理由により、比較的長期間勤務できない場合には、代替員をして本委託業務に支障を来さないよう措置すること。
- (4) 委託者は、作業者について、研究所の信用を失墜する等職務の履行上、不適切と認めた場合には、交替を求めるができるものとする。
- (5) 飼育管理責任者(又は作業者)は、事故発生時その他業務上、管理責任者に報告する必要がある場合には、次に掲げる順位により連絡し、その指示に従って対処すること。

第1順位 実験動物管理室長

第2順位 総務課長

第3順位 経理第二係長

(参考)

飼育動物数(H24, 25)

平成24年	ラット(匹)	マウス(匹)	合計	平成25年	ラット(匹)	マウス(匹)	合計
1月	86	310	396	1月	126	577	703
2月	120	292	412	2月	154	502	656
3月	151	190	341	3月	84	413	497
4月	182	313	495	4月	71	325	396
5月	135	453	588	5月	92	271	363
6月	129	528	657	6月	42	335	377
7月	156	603	759	7月	50	362	412
8月	66	612	678	8月	44	334	378
9月	110	659	769	9月	0	368	368
10月	73	696	769	10月	0	503	503
11月	88	616	704	11月	13	624	637
12月	72	524	596	12月	0	674	674
合計	1,368	5,796	7,164	合計	676	5,288	5,964